

厚岸町議会 第3回定例会

平成21年9月30日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成21年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番室崎議員、14番竹田議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 昨日、第12回の議会運営委員会を開催いたしましたので、報告いたします。
議件は、追加議案についてであります。
1、議案第67号 財産の取得について。
2、議案第68号 財産の取得について。
3、議案第69号 財産の取得について。
4、議案第70号 財産の取得についてであります。
いずれも本会議において審査することといたしました。
次に、意見書案第5号についてであります。
治安維持法の犠牲者に国家賠償法の制定を求める意見書についてであります。
審査は、本会議において審査をすることといたしました。
以上、報告といたします。
- 議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
ここで、審査保留となっております議案第59号厚岸町生活安全条例の一部を改正する条例の制定について。
理事者より、昨日の室崎議員の質問に対する答弁訂正の申し出がありました。この答弁訂正の申し出を議長において許可いたします。
町民課長。
- 町民課長（米内山課長） お時間を取らせて申しわけございません。
昨日の議案第59号の審議中、13番議員の御質問に対する答弁の中で、一部誤りがござ

いました。訂正させていただきたくお願い申し上げます。

まず第2条に、第3号として追加する犯罪被害者等の定義につきましての御質問に対する答弁の中で、法律の定義を引用した旨の答弁をいたしました。その後、精査しましたところ、本条例の改正に当たり、他町の条例を参考とさせていただいたものであり、正しくは「他町の条例を参考にした」の誤りであり、訂正をお願いするものであります。

また、犯罪に関係しない交通事故に対する答弁の中で、過失割合半々の場合などと答弁いたしました。これも誤りでありますことから、議事録から削除をお願いするものでございます。

まことに不適切な答弁であり、深くおわび申し上げますとともに、今後、このようなことがないように意を配してまいりますので、お許しをいただきたいと存じます。申しわけありませんでした。

●議長（南谷議員） 以上で、答弁訂正を終わります。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前10時04分休憩

午後4時50分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が全部終了するまで、時間の延長をいたします。

●議長（南谷議員） 補正予算特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後5時35分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） ただいま町長から、9月29日の会議における発言について、厚岸町議会会議規則第64条の規定により、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

発言取消申出書について日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、発言取消申出書についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

- 議長（南谷議員） 追加日程第1、発言取消申出書についてを議題といたします。

発言取り消し理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（大沼副町長） ただいま上程をいただきました発言取消申出書の説明をさせていただきますと存じます。

これは、昨日、上程いただきました議案第59号 厚岸町生活安全条例の一部を改正する条例の制定について、この議案の質疑応答の中で、13番議員のご質問に対しお答えをさせていただいた部分中、一部発言に誤りがございましたので、その発言を取り消させていただきたく申し出をさせていただくものでございます。

発言の取り消しをしたい部分は、本書面の1及び2に記載の部分でございます。参考資料といたしまして、昨日の本会議の会議録の写し、抜粋でありますけれども、会議録の写しを添付させていただいております。16時05分に再開をしていただいて、町民課長の答弁中、若干ちょっと質問の意味を云々という話でありまして、ここの波線部分につきまして取り消しをさせていただきたいという部分でございます。

それから、同じく会議録の抜粋の2ページになりますが、16時14分再開後の町民課長の答弁で、例えば過失割合の五分五分とかいう部分もございましてという部分については誤りでありますので、これを取り消させていただきたくお願いを申し上げる次第でございます。

以上、本申し出にかかわる説明とさせていただきます。ご審議をいただき、ご容赦を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（南谷議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております発言取消申出書について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、発言取消申出書について、許可することに決定しました。

- 議長（南谷議員） ただいま町長から、議案第59号 厚岸町生活安全条例の一部を改正する条例の制定についての事件の訂正請求が提出されました。

事件の訂正請求について日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求書についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

- 議長（南谷議員） 追加日程第2、事件の訂正請求書についてを議題といたします。

事件の訂正理由の説明を求めます。

副町長。

- 副町長（大沼副町長） 上程をいただきました事件の訂正請求についてご説明を申し上げたいと存じます。

本件につきましては、議案第59号 厚岸町生活安全条例の一部を改正する条例の制定について。条文を精査いたしましたところ、議案書の35ページでございますが、第2条第2項の次に第3号として1号を加える改正に関しまして、犯罪被害者等の定義規定の中で、提案では、犯罪や交通事故により被害をこうむった者という文言で上程をさせていただきましたが、精査の結果、犯罪及び事故等によりという文言に訂正をさせていただきたいと存じます。

これは、犯罪以外の交通事故について答弁を求められましたけれども、運転中によって不慮の事故に遭った場合などを想定したものでございましたけれども、交通事故に限定すべきものではないと。改正前の条例に規定している、現条例の中で使用している事故など、事故等という規定した文言がございまして、これを用いて交通事故以外の被害者も包含するという意味合いで、これを訂正させていただきたいというふうに存じます。

大変不明をおわびを申し上げながら、事件の訂正請求の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（南谷議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております事件の訂正請求書について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求について、許可することに決定しました。

- 議長（南谷議員） 日程第3、議案第59号 厚岸町生活安全条例の一部を改正する条例の制定についてを再び議題といたします。

これより、質疑を行います。ございませんか。

1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 一件区切りついたところで私のほうからちょっとお尋ねというか、考えを聞いておきたいなと思います。

この条例の意図とするところは、私も全く異存はございません。この現行条例というか、改正前の内容については精神訓話のように、個々の胸中におさめておけばいいかなというふうに、そのような程度で思っております。しかし、今回の改正案になりますと、犯罪被害者等、あるいは被害をこうむったとなると、これ事件でもあると思うのですね、定義の仕方としては。事件となると、個人が処理できるものではないというか、警察行政機関に通報だとか、その後の対応にゆだねるとするか、処理をお願いするという問題になっていくのではないのか。

私というか私個人では、この程度、いわゆる通報だとか連絡だとか、その程度までならば普通の人というか、通常の常識の持ち合わせた社会人であれば協力というか、行動を起こすと思うのですよね。私もそこまでならばという思いでおりますが、しかし、事件や犯罪となると、最初の目撃そういった場合の、後からわかるかもしれません。例えば、どこかで人が寝ていた、それがどういう状況であったのかということになると、後からわかるわけですが、最初の目撃、あるいは通報者となると、警察行政というか、警察とのかかわり、あるいは警察の取り調べとかいろいろな警察とのかかわりが生じてくるわけですね。この後の警察との処理というかそういった問題では、非常に仕事を休んだとか、仕事にならないとか、時間がどうのこうのとか、あるいは世間がどうのこうのといろいろなことが言われているというか、実際に厚岸ではないけれども、新聞等、あるいは変な言い方しますとドラマというか、そういう犯罪ドラマなんかでもそういう見方として描かれているとか、私も違う意味で調べていったらば、ネット上にそういう書き込みが非常にめんどいことになるというか、そういう書き込みもございました。

そんなことからすれば、それは個々の判断によると思うのですが、今回こういうふうにかちっと犯罪ということに文字的にも打ち出してきたというねらいは、どこにあるのかなということがちょっと気になります。そこをどのような本旨でもって、この条文に加えたのかなというふうに一つは何っておきたいと思います。

二つ目に、今回、町条例です。この条例改正で、この条件というか、この意図とするところに、より具体的な鮮明になってきたわけですね。そこで、私、素人判断ですけれども、この条例を無視してというか、そういった場合にぶつかってこの条例が生きてきた場合、役場や警察などの行政機関からこの条例違反というか、この条例に協力しないというか、そういった差別や罰則的なのとか、そういうものにはどう生じるのかなとか、非常に疑問に思って、ふと、すらっとした意味でそういうふうにするのですね。その辺について、どのように提案される側としてはお考えか、その辺ちょっと聞いておきたいなというふうに思います。

- 議長（南谷議員） 町民課長。

- 町民課長（米内山課長） お答えさせていただきます。

まず、今回の犯罪被害者等を加えた本旨、意味でございますけれども、ご質問者がおっしゃる犯罪を新たに加えたという内容ではなくて、これはもともと基本条例の中にあ

ります犯罪の防止ですとかというものは、もともとある内容でございます。今回、加えさせていただいたのは、犯罪被害者に対する支援という内容でございます。当然、強制するものもありませんし、それから罰則などというものも考えてはございません。

提案説明の中で申し上げましたように、実は犯罪被害者に対する取り組みがおくれている、それから実は犯罪被害者情報というものがありながら、北海道に犯罪被害者の部分で計画などがある中で各町村、地方公共団体にある程度、努力義務が課せられている法律の中で、厚岸町においても取り組めるもの意思表示として今回加えさせていただいているものでありまして、当然、その内容についてはでき得るものから。あとは、その中で厚岸町、役場庁内はもとより町民の方にも訴える中で、ご協力をしていただくという内容のものであります。

また、この犯罪被害者に関しましては、実は警察の内部にも、そういう体制がつくられております。それから、厚岸町においては、厚岸地区被害者支援連絡協議会というものもございます。その中では、行政・医療機関・民間団体も含めた中で、大きな意味での被害者支援ということで運動している内容でございます。したがって、今回、提案させていただいた中では、でき得ることの中でお願いしていくということでもあります。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 何かわかったようなわからないような、今までの条例では犯罪や事故のないという、これは表現的には正しいというか、これはねらいであって不特定というか、限定するものではないですよね。だけれども、今回は犯罪被害者等という、特定できるというか、そういう固定されちゃうというか、そういうことになっちゃうということなんですよね。ですから、どうもその辺のところ、そういう特定というか、限定されるような状況に、こういうふうに文面が出てくると、やはり背景にはかなり状況が違うものがついてくるというか、そんな気がしてならないわけですね。

最近いろいろなものを見ていくと、これは私の見る目というかあれなのですが、都会あたりでは警察とかかわりたくない、事件が起きてはですね。先ほどちょっと言ったような関係で、警察への協力が非常に希薄になっているという都会というか、そういったところではですね。そんな背景から、こういう条例改正にして行政もやらなければならないぐらい世の中が物騒になってきているのかなと。本来こんなものなくたっていいわけですよね、それこそ明るい社会つくって、みんながそのルールを守ってきちっとやっていたら。しかし、そうはいかないから、こういうものをつくらざるを得ないというか、だんだんだんだんしぼめていかなければならないという状況というのは、私はどうなのかなというふうに思います。そこは何となくやりとりしても、提案するほうとは一致はいかないという気がします。

先ほど、2点目に聞いて、役場はこういう条例、町はこういう条例つくりました。この条例は、あくまでもうたい文句というか、唱える文句でいいというふうに理解していいのでしょうかね。先ほど言ったように、これを楯にして厚岸町が、あるいは警察との関係で、これに反するようないか、これに協力し、非協力的なことがあったとしたら、そういうことが生じないというふうに理解していいのでしょうかね。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） まず、改正前の現行条例、これは平成19年4月1日に既に議会の議決をいただいて、施行しているものであります。そのことを念頭においていただきたいと思います。

そこでは、この条例には罰則規定がございません。今、ご質問者がおっしゃるようなことについては、何ら規定するものがございません。したがって、罰則はできません。そういうことを規定しているものではなくて、町民や町の役割というものを宣言的に努力義務として明文化することによって、そういうことに努めていこうじゃないかということで、制定をさせていただいているということをご理解をいただきたいと思います。

それから、警察とのかかわりでありますけれども、これは被害者が届け出て、警察のほうとやりとりをされていくものだと。この条例で我々が考えているのは、警察などに相談できない部分もあるいは出てくるかもしれないと、それを例えば警察とやりとりはさせてもらっているのだけれども、どうもちがいがあかない部分などもある得る。例えば、振り込み詐欺だとか、詐欺商法だとかということの相談窓口を厚岸町は持っております。これらの支援も市内全体で連携をとりながら、例えば、今日も6時から防災無線を使って流す予定でありますけれども、ある特定の業者の名前をかたって集金に来たとかというような情報が入ってきております。それらの情報も連携してつながっていく、つながっていく必要があるというようなこと。それから、公営住宅の入居に関する相談等も、これは公営住宅条例の中で暴力団の排除というようなことを規定しておりますけれども、それらにかかわる相談もきちっと応じていくというようないろいろな犯罪、それからそれら以外の事故などに遭われた方たちに、きちっとした相談窓口の対応等を図っていくよ。これを町、町民の皆さんも理解しながら、そういう方たちの手助けになるようにしていきたいやというのが、この条例の趣旨でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

今回の部分につきましては、先ほど言いましたとおり、文言に大変不適切な部分がありましたので、訂正をさせていただいたという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 趣旨はわかります。19年にできた時点ではどうか、提案されている部分は犯罪被害者等への支援とか、具体的に特定できる状況ではないわけですね、今回、犯罪及び事故等という具体的な事例として出てきている。ですから、そのことで私は今回お聞きしているの、今、副町長は19年に既に制定しているから、今さらこういうことではという言い方をされたように私は受けとめましたけれども、今回こういうふうに出ているから、そこでお尋ねなっているというふうにご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長）　そこで、35ページのほうにかかわってくると思います。

今、訂正請求等については、これは2条2号の次に1号を加えるという改正部分で訂正をさせていただきました。その下に、3条2項中「地域社会の形成」という文言の次に「及び犯罪被害者等への支援」という文言を加えるという改正もあわせて上程をさせていただいております。3条2号というのは、基本理念のことをうたわせていただいております。今までは、全文省略しますけれども、「犯罪及び事故等に配慮した地域社会の形成が重要であることを認識し」といううたい方をしておりました。ここに、形成という言葉の後に「及び犯罪被害者の支援」、これも重要であるという文言を加えさせていただいているという改正上程をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員）　他にございませんか。

13番、室崎議員。

●室崎議員　何とか重複しないように。要するに、この条例は理念法ですよ、こういうような方法でやっていきたいのだと、そのために町もこうやって頑張るし、町民の皆さんもこうやって頑張って、要するに住みやすい地域社会づくりと、それと今回入れた犯罪被害者等への支援というのをみんなでやっていきましょうよということですよ。おれ嫌だよと言ったからって、首根っこつかまえてやらせるというようなものではない、ということでもいいのでしょうかということですよ。

もう一つ、お願い含めてなのですが、長い条例は、条文がたくさんあるのは別ですよ。だけれども、これなんかは割と短い条例だと思うのです。それで、これは泣き言で申しわけないのですけれども、条例はCDで私たちいただいているのですけれども、なかなか自由闊達にうごかせれないということもありますので、こういうときに理念法なんかの場合には、文言が変わったところだけじゃなくて、ほかのところも一緒にして資料として読んだときに、何でこのところにこういうものが変わったのかというのがよくわかると思うのです。

そういう意味で、今後、何十条もあるようなものは別ですが、10条程度で終わるような、恐らくそんなものだったというような記憶しているのだけれども、そういうときには資料として全部つけていただくようにしていただくと、今のようなことで余り時間を取らなくて済むのじゃないかというようなことがありますので、お願い兼ねて、この法の趣旨ということを確認させていただきたい、そのように思います。

それからもう一つは、今回、最初は「犯罪交通事故等に云々」というのが、「事故等による」というふうになりました。これによって、非常に何というのですかな、支援しようよという人が非常に広範になる、そういうものなのだとということで、そのようにしたということによろしゅうございましょうか。

●議長（南谷議員）　副町長。

- 副町長（大沼副町長） まず1点目のこの条例は理念規定である、罰則規定を設けて行政的にどうのこうのというふうにさせるものではないということにつきましては、そのとおりでございます。

それから、10条程度の短い全文の条例につきましては、今後、一部改正等がありましたら、資料として提供をさせていただきたいと思えます。

それから、今回の文言を改めさせていただいた内容は、交通事故ということに限定するものではなくて、もうちょっと広い取り扱いをさせていただきたいという趣旨でもって訂正をさせていただいたという内容でございます。

- 議長（南谷議員） よろしいですか。

（「結構です」の声あり）

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第4、議案第60号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算、議案第61号 平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第62号 平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第63号 平成21年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、議案第64号 平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第65号 平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第66号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上、7件を再び一括議題といたします。

本7件の審査については、平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところと、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

14番、竹田委員長。

- 竹田委員長 平成21年度会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第60号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算外6件の審査については、本日、本委員会を開催し、

慎重に審査の結果、いずれも可決べきものと決したので、ここにご報告を申し上げます。
以上、審査報告といたします。

- 議長（南谷議員） 初めに、議案第60号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 異議がございますので、これより起立による採決を行います。
お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立者多数）

- 議長（南谷議員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

議案第61号 平成21年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第62号 平成21年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第63号 平成21年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第64号 平成21年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第65号 平成21年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長（南谷議員） 日程第5、議案第67号 財産の取得について、議案第68号 財産の取得について、議案第69号 財産の所得について、議案第70号 財産の取得について、以

上、4件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

特老ホーム施設長。

- 特老ホーム施設長（桂川施設長） ただいま上程いただきました議案第67号から議案第70号までの財産の取得についての提案理由をご説明いたします。

なお、議案第67号から議案第69号の財産の取得については、特別養護老人ホーム心和園の増床に伴います物品購入であります。議案第70号については既存施設におけます物品購入であります。

議案書、1ページをお開き願います。

議案第67号であります。

現在の既存施設の洗濯室は、特養50名とショート10名の計60名分の設備となっておりますが、さらに増床分の28名の機能を持たせ、効率的な業務を行おうとするものであります。また、既存の洗濯室は平成8年に購入したものであり、近年は操作基盤等の故障が多く、購入後13年を経過していることから部品が製造されていないなど、設備の更新時期に来ていることから、増築の洗濯室にこの役割を持たせようとするものであります。

このたび、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。1の財産の種類は、物品でございます。2の名称及び数量は、洗濯用器機一式でございます。3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号により7社により指名競争入札であります。4の取得価格は、693万円であります。この契約の相手方は、北海道厚岸郡厚岸町宮園1丁目200番地、川端金物株式会社であります。

2ページをお開き願います。

参考といたしまして、主な仕様並びに数量を記載しております。

洗濯用器機を全自動洗濯機と全自動乾燥機に区分いたしまして、全自動洗濯機は温水使用の洗濯容量20kgで、脱水装置付きのマイクロコンピューター制御であり、3台の購入であります。全自動乾燥機は、ガス使用の乾燥容量30kgのマイクロコンピューター制御であり、1台の購入であります。

次に、納入期日でございますが、平成22年3月19日でございます。

続きまして、議案第68号の提案内容をご説明いたします。

議案書、3ページでございます。

特殊入浴装置の購入でありまして、車いすで入浴する座浴装置並びに寝たままでの状態で入浴する特浴装置であります。

近年、心和園に入所される方々は、介護度が重度の方でありますので、車いすや寝たきりの方がほとんどであります。また、ショートステイの利用者の方々も半数近くが車椅子であります。したがって、その入浴介助におきましては、このような特殊入浴装置が必要不可欠となっております。このたび、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議

会の議決を求めるものであります。

内容であります。1の財産の種類は、物品でございます。2の名称及び数量は、座浴装置及び特浴装置一式でございます。これらの附属品といたしまして、座位入浴用車いす1台、電動ストレッチャー2台、担架2台であります。3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による6社によります指名競争入札であります。4の取得価格は、1,690万5,000円であります。この契約の相手方は、北海道厚岸郡厚岸町白浜4丁目2番地、株式会社旭厚家具センターであります。

4ページをお開き願います。

参考といたしまして、主な仕様と数量を記載しております。

座浴装置は、座位入浴用浴槽と座位入浴用車椅子に区分いたしまして、座位入浴浴槽は車椅子対応型浴槽で、気泡発生装置つき並びに殺菌装置つきであります。浴槽材質はFRPでありまして、入浴される方の表情や身体状況を確認できる対面入浴式であります。座位入浴用車椅子はステンレス製の材質で、体に触れる部分はポリエチレンホームとなっておりまして、足を伸ばして安定した入浴姿勢が保たれるリクライニング式であります。特浴装置は、寝入浴浴槽と電動ストレッチャー、さらに担架に区分されまして、寝入浴浴槽は車椅子ストレッチャー対応型リフト浴槽で、気泡発生装置つき並びに殺菌装置つきであります。浴槽材質はFRPであります。電動ストレッチャーは、床位式の担架脱落防止機能つきで、2台の購入であります。担架は、担架脱落防止機能つきのリクライニング式で2台の購入であります。次に、納入期日でございますが、平成22年3月19日でございます。

続きまして、議案第69号の提案内容をご説明いたします。

議案書、5ページでございます。

厨房器機の購入であります。既存の厨房施設整備は、ほとんどが27年を経過し、設備全体の更新時期が来ております。このたびは保存、主調理、下膳洗浄器機類の中で、配管工事や配線等建築工事に関係するものに限定した器機の購入をしようとするものであります。その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。1の財産の種類は、物品でございます。2の名称及び数量は、厨房機器一式でございます。3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による6社によります指名競争入札であります。4の取得価格は、1,071万円であります。5の契約の相手方は、北海道厚岸郡厚岸町松葉町3丁目1番地、株式会社丸一タバタであります。

6ページをお開きください。

参考といたしまして、主な仕様と数量を記載しておりますが、詳細につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきますが、区分別に分類いたしますと、食材などの保存器機類といたしまして、冷蔵庫が3点であります。下調理器機類といたしまして、一層シンクほか5点であります。主調理器機類といたしまして、器具消毒保管庫ほか15点あります。下膳洗浄器機類といたしまして、食器消毒保管庫ほか5点あります。納入期日は、平成22年3月19日であります。

続きまして、議案第70号の提案内容をご説明いたします。

議案書、7ページでございます。

既存施設に設置する車椅子で入浴する座浴装置の購入であります。現在は、寝たまま
で入浴する特浴装置は設置されておりますが、車椅子利用者が入所者の8割を超える状
況となり、より利用者の利便性を考え購入するものであります。その財産の取得に当た
り、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基
づきまして、議会の議決を求めるものであります。

内容であります。1の財産の種類は、物品でございます。2の名称及び数量は、座
浴装置一式でございます。この附属品といたしまして、座位入浴用車椅子1台でありま
す。3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による6社によります指名競争
入札であります。4の取得価格は、682万5,000円であります。契約の相手方は、北海道
厚岸郡厚岸町白浜6丁目2番地、株式会社旭厚家具センターであります。

8ページをお開きください。

参考といたしまして、主な仕様を記載しておりますが、議案第68号の浴槽装置の内容
と同様でございますので、説明は省略させていただきます。納入期日は、平成22年3月19
日であります。

なお、議案の購入物品につきましては、別添の議案説明資料をご参照願います。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申
し上げます。

●議長（南谷議員） 初めに、議案第67号について質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 時間も押し迫っておりますので、ちょっと議長にお取り計らい願いたいので
すけれども、審査は一括して行って、採決は個々に行うという方法に切りかえていただ
けないでしょうか。そのほうが効率的だと思うのですけれども、もし、ほかの人が何か
意見あれば別ですけれども。

●議長（南谷議員） 上程は一括議題として、審議は1本ずつということで議運で決ま
っておったのですが、ただいま10番谷口議員さんのほうから、一括で審議をという声
がありますので、皆さんにお諮りいたします。いかがいたしますか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 69号まで一括で審査。

●議長（南谷議員） 3件、一括審議ということでよろしいでしょうか。

（「一括でいいのでは……」の声あり）

●議長（南谷議員） 一括という声がありますが、一括で審議をするということで、採
決は1本ずつということでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

- 議長（南谷議員） では、そのように決定をさせていただきます。

その上で、10番、谷口議員。

- 谷口議員 申しわけありません。

今回、財産の取得が4件であります。今回の指名競争入札に当たっての指名業者、これは町内に限ったのか、あるいは町外も含めた業者の選考を行ったのか、その辺についてまずお伺いをいたします。

それから、7社、6社、6社、6社という入札でありますけれども、それぞれの入札価格を、これもA社B社でいいですからお知らせ願いたい。

それから、67号については洗濯機と乾燥機でありますけれども、これが入札に参加された会社それぞれ違うメーカーの品物で参加されているのか、同じ器機があったのかどうなのか。

それから、今回、落札された洗濯機・乾燥機のメーカーはどこかのメーカーの品物なのかお知らせいただきたい。

それから、他の68、69、70号についてもそれぞれ入札価格含めて、67号と同じように説明をしていただきたいというふうに思うのですが、よろしくお伺いをいたします。

- 議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

- 特老ホーム施設長（桂川施設長） まず1点目の町内業者に限ったのかというご質問ですが、私、3月定例会で若干説明させていただきましたが、特浴だとか厨房の種類については、町内業者はちょっと無理ではないかという話もさせていただきましたが、基本的にメーカーに伺いまして、何とか町内業者で対応できないかということでお話ししまして、今回、入札に参加された業者はすべて町内業者であります。

それと入札価格でございますが、消費税抜いた額のほうがわかりやすいかなと思うのですが、まず67号のところですが、洗濯器機、落札は693万円ですが、その次には698万2,500円、落札率は96.21%です。(「ちょっと聞こえない」の声あり) 698万2,500円であります。それと3番手で712万9,500円、その次に714万円、その次に724万5,000円であります。6番手に729万7,500円、ここは7社だったのですが、1社は辞退となっております。そして、予定価格に対する落札の利率は96.21%であります。

次、68号につきましては、落札額1,690万5,000円で、予定価格に対しまして95.72%の率です。2番手は1,716万7,500円あります。3番手が1,764万円あります。続きまして1,785万円あります。5番手も同じ金額です。6番に1,897万3,500円あります。

議案第69号の落札金額が1,071万円、96.85%であります。2番手は1,086万7,500円あります。3番手は1,092万円ちょうどであります。4番手、5番手が1,102万5,000円あります。6番が1,155万円あります。

議案第70号、落札金額が682万5,000円ですが、96.58%であります。2番手が698万2,500

円であります。3番手が718万2,000円、4番手が721万3,500円であります。5番手が754万9,500円であります。6番手が756万円であります。

議案第67号におけますメーカーなんですが、洗濯機・乾燥機とも三洋製品であります。あと、厨房器機につきましてはメーカーそれぞれ分かりますので、浴槽につきましては（「今、言っているのはどれ……」の声あり）67号の洗濯機・乾燥機が三洋電機です。それと、68号と70号の浴槽につきましては、株式会社ミナトというところの製品であります。69号につきましては、厨房設備はいろいろとメーカー分かりますので、これは省略させてもらいたいと思います。よろしいでしょうか。（「例えば、金額の大きいものだけでもできないの、厨房器機の……」の声あり）厨房の大きなところで申しますと冷蔵庫、説明資料のついていまして一番上の冷蔵庫ですね、これがホシザキ、その下もホシザキ、冷凍冷蔵庫もホシザキです。5ページに載っている大きなものですが、すべてこの分はホシザキになります。あと、ほかのメーカーでは、カニコウさんだとか北沢産業さんだとかというところのメーカーが入っております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今回、このそれぞれの入札価格は、一応、予定価格は全部クリアしていたんでしょうね、予定価格示されていないからわからないのですけれども。一応、クリアされていると、それとほとんどが町内業者かなというふうに思っていて、町内業者なのですね。それで、今、1回目の答弁の課長の説明聞いていて、ちょっと疑問に思いましたのは、メーカーに問い合わせたというようなお話でしたよね。これはちょっとまずいのではないかなというふうに思うのですけれども、何社のメーカーにお尋ねされて、こういうふうに指名されていったのか、あるいは業者の選定を行ったのか、そういう点ではちょっと不透明さが出てくるのではないかなというふうに伺っていたのですけれども、どうなんでしょうか、その辺では。

それから、今回、それぞれ落札された器機等については、それぞれのメーカーが示されておりますけれども、入札に参加された7社、それぞれ6社、6社、6社があったのですけれども、これは製品のメーカー等はすべて違うのでしょうか、どこかでダブルというようなことがあるのでしょうか、その辺ではどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） まず1点目の予定価格であります、予定価格に対する落札金額は、すべてクリアされております。それで、先ほど率を申し上げたのですが、予定価格に対する落札の率は、先ほど申し上げたやつです。

それと、すべて町内業者ということで間違いございません。

それと、メーカーについてであります、まず、洗濯機・乾燥機につきましては、三洋さんが国内独占なのですね、ほかに使えないというふうになっています。そして、風呂につきましては2社しかないという、国内では2社しかないというものなものですから、同等品以上ということでは出していますが、そういう状況でありました。

それと、入札の参加の製品なのですが、すべて中身は同等品以上でありまして、それぞれ参考見積もりの段階ではいただいておりますが、印刷の中で細かいのは出ておりませんので、それぞれメーカーは違うものというふうには考えていますが。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 洗濯機は1社しかない、それからもう一つは何ですか、2社しかないと言っておるのは、浴槽か。そうすると、1社、1メーカーしか生産していないものを7社で入札を行う、これ談合でないですか、全く。何のために、企業努力というのかもしれないけれども、1社しかないのに7社も参加できると、非常に不透明なやり方ではないのかなと、あるいは2社しかないのに6社が参加すると。これはもう少し入札の方法、あるいはどうしてもこのメーカーのものしか入札できない場合には、どうしたらもっと透明性がある入札が行えるのか、やる必要があるのではないのかなというふうに思うのですよね。

そして、96.21%でしょう。ほとんどが96%なんです。昨日、一昨日か、除雪機を87%の落札です。そうすると10%ぐらいの差が、10%もとは言わないけれども、8%から9%の差があるのです。そして大体似たようなレベルでの入札ということになると、これは本当の入札かなと。

それから、同じメーカーの品物を7社で納入する、メーカーがあんたのところは幾ら、あんたのところは幾らということにはならないのではないのかなと、一般的には考えるのですよ。たったこれしかないのです。私は、これではちょっと納得できないと思うのですよね、皆さんどういうふうに判断されるかわかりませんが。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） もちろん我々は、メーカー指定というのはしたくないのですが、基本的にこの洗濯機については国内ではここしかない、あとは国外になるというような内容でございまして、また、風呂につきましても国内では2社ということで、どうしてもそれに限定せざるを得なかったという事情がございまして。

それと、落札率なのですが、我々、小学校のほうの参考にさせていただきましたが、大体91とか93%の落札率なのですが、そこでは調整率というか、業者さんに予定価格決めるときに、ある程度の調整率掛けて85とか75で掛けて、そしてそれを予定価格としたと。我々は、参考見積もりをいただいて予定価格といたしました。そういう面では、率的には高いというか、要するに予定価格との差はないのですが、そういう意味では、業者さんは参考見積もり出してくれたところについては、相当絞り込んできたなという感じはしています。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後6時42分休憩

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 ちょっと今回の納入業者の納入の仕方というか、私も素人でわからないのですが、年間、厚岸町に納入したいという商品を納入、いろいろな業者、厚岸町に納入願うのか指名願うのか、そういう形で出ますよね。きょうび随時それこそ商品を納入するという形で、1年間の契約というか、1年間の枠の中の納入業者と今回は指名競争入札ということですが、それとは別な枠でやられたものなのかということ。言っていることわかりますか。1年間の、それで別にやられたものか、1年4月1日から納入業者として願い出るわけですから、その業者が全部今回の指名競争入札の対象になったというふうに理解していいのでしょうか。3回しかできないので。

そこで、そちらのやりとりの様子を見ると、4月1日で今年度は入れるよという納入業者が、指名というか、納入品目だとかいろいろな条件として付してきますよね。この例としては、株式会社丸一タバタと言ったら、私ども長年この町に住んでいると、あそこは事務機屋さんと文房具屋さんだと。そこを中心にして、そういう商品を厚岸町に必要なならば納入したいということで、品目も書かれていると思うのです。納入業者として、自分の得意とするというか、販売している店としてですね。

それでちょっと疑問に思うのは、昔から言うおけ屋はおけ屋ということわざにあるように、電気屋さんとか、あるいは金物屋さんとか、そういうのがそれなりの得意とするというか、長年扱っているというか、そういうものを今までは納入してきたというふうに私は理解はしているのですが、今回のこの納入の仕方ですべて疑問に思うのが、議案第69号で、ふだんこういうものを扱っているのかという業者がいるわけですよね。そこで4月1日というか、今年度、納入するよという、いろいろなこういうものを扱っていただきますよという納入品目のその業者が、ここに名前出ていますから丸一タバタですけども、こういう電気調理器だとか冷蔵庫だとか、こういうものを扱っていただきますよということになっているのかどうなのか。何かこれでぽっとこうやって出てくると、ふだんやっていない業者さんが、こういう形で出てくるということはどうなのだろうと。この工事というか、この仕事のために、この場だけでぽっと出てきたというふうに、素人的には判断せざるを得ないのですが、その点1件と、こういうものについてもすべて保証期間というのがあると思うのですよ。こういう器具類、器機類でしたら。ふだんやっていないのにか、扱ってもいないのに、いざ故障となったり、保証期間中の故障だとか、これからのアフター等含めていったらば、じゃ窓口は丸一タバタさんになるけれども、ストレートでメーカーということになるのではないかと、その辺が何か不可解というか、後々のことまで考えての発注だったのかなと、素人的には思うのですが、その点はいかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） まず、指名業者の選定についてでありますけれども、基本的に厚岸町の指名競争入札参加者指名基準によりまして、平成21年度と22年度の競争入札に参加する資格者名簿に登録されている、建設課でこれは求めているのですが、その業者から選定いたしまして、なおかつ、後ほどの質問にもありましたが、指名入札参加資格審査申請書の中に、具体的な取り扱い品目が記載されるようになっていきます。それをすべて参考にいたしまして、例えば、今お話されました文房具屋さんがどの程度になっているのか、調べましたら、厨房器機からそういうものもすべてちゃんと、その品目です。そういう中で業者を選定してまいりました。

それと、今回、タバタさんの例でいきますと、以前にも町の議決を要する中で、基本的に文房具屋さんなんだけれども、違う機械を購入したという例もございます。これは管内的にもちょっと調べてみたのですが、ほかのところも民間であってもやっぱり町のほうからそういう要請を受けて、町内業者を使ってくれということで、そういうところでも例えば厨房だとか浴槽関係が、文房具屋さんが取ったという例もあるようです。

それと、保証期間なのですが、基本的に1年というような形でやっております。

そして、今回の入札の指名入札に当たりまして、洗濯機類は電化製品という分類しました。入浴装置につきましては、介護用品家具類という分け方にいたしまして、厨房については厨房家具類という感じで分類をいたしまして、それぞれ指名業者を選定したという形でございますので、ご理解賜りたいと思います。

保証につきましてですが、メーカーの保証というふうになります。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 まず一つは、21年、22年、2年度にわたっての指名競争入札願が出ていますということですね。21年度、ことしはそういう対象ですと。逆に言うと、19年、20年度には、そういう形で丸一タバタさんが、こういう調理器具も入っていたのかどうかというところをもう一度その辺、古い話ですけども、確認しておきたいなと思います。今年度に限って入ってきたということも、あり得ないというふうに思いますけれども、常にふだんから扱い品目としてはきちっと町に提出している内容であれば、それは問題ないだろうというふうに感じております。

それから、アフター関係については、普通白物については1年ということですが、ただ、浴槽だとか特殊なもの、こういったものは1年ではないというふうに、メーカーがある程度保証する期間というのは大体1年のものもあるのですが、1年で限らないものもあります。そういったことでは、その辺はどうなのか、浴槽なんかについては特殊なものでありますので、そういうことになるのかどうか。

それから、ちょっと別な話になりますが、議案第68号で入浴槽、浴槽ですね、座位と寝たままで入れる、それぞれ一つずつの二つ用意されるわけですけども、これで重々足りるのかなというか、入浴のさせ方としては毎日ではないだろうから、交代でその症状に合った方で2日に一遍とか3日に一遍、あるいは何日に一遍になるのかわかりませんが、当然、考えていらっしゃるでしょうけれども、二つの浴槽があれば既存含

めて十分間に合うというふうに、対応できるというふうにお考えでしょうか、その点についてお伺いします。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） まず1点目の丸一さんが過去に入っている例があるかどうかということにつきましては、ちょっと調べさせていただきたいと思います。ただ、厨房関係かどうかは入れなかったかもしれませんが、そのあたり調べさせていただきます。

それと、アフターなのですが、やはりこのあたりが私どもが一番気にするところでございまして、基本的には1年ということであらざるを得ないのですけれども、だからといって1年ですべて終わってしまうのかでは困るわけで、とにかく365日動いてもらわなければなりませんので、何かあった場合については、必ず代理店さんのほうに連絡します。そして代理店さんが来て、修繕箇所や故障箇所を確認してもらおうと、そして的確にメーカーに伝えてもらって、自分が直せるのであれば、的確にメーカーに伝えてもらって即座に対応してもらおうと、そういうような方向でやっていただくというふうには考えております。

あと、風呂の関係なのですが、基本的には週2回の入浴になっていますが、ストレッチャー2台とか使っているのは、基本的に1人入れているときにもう1人迎えに行くという形で、うまく回せるような形で2台ずつの購入というふうに考えています。ですから、風呂につきましては週2回で、このあたりで人数的には対応できるというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後6時54分休憩

午後7時04分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） 貴重な時間、申しわけありません。

19年、20年の指名申請の中には、厨房機器は、この中では入っておりませんでした。ただ、今回、21年、22年の指名願の中では、2月末までの取りまとめですが、その中には新たに入ってきております。

●議長（南谷議員） 答弁は、それでよろしいですか。

（「いいですよ」の声あり）

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 余りお時間を取らせません。議案第69号なのですけれども、今回、厨房器機入れて、これは当然、電器や給排水の配管工事とも絡むために、今回これ導入の契約というものもやっていると思うのですけれども、ただ、電気や排水が絡まないものというものの中にはあるのですよね。まだ建物とかも建っていない段階で、どのくらいの広さになる、確かにそれは図面ではできていますけれども、完成・完工延長とかがはっきりしない中で、今、こういうものまでもやってしまうと、どうしてもむだなスペースというものも起こり得るのじゃないのかなと。

また、実際にこういうところで調理する人方が、ここ、こうじゃなかったほうがいいのかというようにことにもなると思うのですよ。やはりここら辺は、排水関係とかがあるものはしょうがないにしても、やはりこういうものはもっと柔軟性があるように、今回の中に入れたいふうにしてもよかったのじゃないのかなと思うのですけれども、ここまで入れるとしたら、そうしたらできあがっている面積、できあがっている場所に、こういうものがどこに納まるのかというような絵図面ができていないのかなというふうに思うのですけれども、もしあるのであればそれをいただきたいと思うのですけれども、どうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） 今回、お話のとおり、配線とか配管が伴うものという形で雇っていますが、そのほかに今お話があったむだなスペースをつくらないために逆に言えば、こういうある程度大きなものを設置して、シンクだとかそういうものを設置した中で、そういうものがある程度設置しなければスペース的にどうなのかというのが、逆に言えば判明しない部分もあるわけです。そういう意味で、配管と配線もそうですが、それ以外にもこういうものをちゃんと置いた段階で、スペースがどうなのかという判断の基準にもなりますので、こういうものを行って、そのほかにこういうものを行ったという内容でございますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 残スペース、スペースの有効利用、あと使いやすさの追求といった中に、ではそれらについてはどういうふうに対応していこうと考えているのでしょうか。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設次長。

●特老ホーム施設次長（久保田次長） 申しわけありません。寸法を空けるということなのですけれども、これからまだ戸棚類ですとか、置き台とかがまだかなりの数残っています、そういうものでこれから寸法等合わせて、実際の現場これから合わせてみて、

使いやすさを決定していきたいと思います。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 3回目なのでこれで終わりますけれども、やはり戸棚類とかもあってと言うのですけれども、そうしたら買ったわいいけれども、使わないものも出るかもしれない。戸棚類をこういうふうに入れてしまえば、逆に言ってしまうと、これはちょっとここに置けないからとかという話にもなるんじゃないかなというふうに思うのですよね。こちら辺は、やはりもう少し、今、こうやって一遍にやらない中でも、もっと自由度をふやすということを考えてほしかったなど。これは既に入札も執行されていますので、これ以上は私も言いませんけれども、こちら辺はやはりもっと発注の仕方、そういうものにも検討した中で、使う人方も使いやすいように、また、できあがってからいざ入れたときに、むだなものとならないような有効的に極力なるような感じで、今後、やっていただきたいなというふうに思います。

以上。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） 今回、購入したものにつきましては、先ほどお話ししたとおりでございまして、まず設置して、それから寸法これからはかると。当然、調理される方々の利便性も考えております。そういう意味で、これから寸法調整とかはかかりますので、このあたりがある程度判明しないとできないものがございますので、その辺はご理解賜りたいと思いますし、もう一度繰り返しますが、利便性については十分考えてまいりたいと考えております。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 きょう、採決すると思うので、私は四つの議案に賛成をしかねると。ただ、反対もする理由がありません。ただ、入札の状況を見ますと、ちょっと疑義を感じますので、私は、これの採択については棄権をさせていただくということで、よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 再度、確認いたします。

他に質疑ございませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、以上で、質疑を終わります。
初めに、議案第67号についてお諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
次に、議案第68号についてお諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
次に、議案第69号についてお諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
次に、議案第70号についてお諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第6、意見書案第5号治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を
求める意見書を議題といたします。
職員の朗読を行います。

- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（南谷議員） 提出者であります石澤議員に、提案理由の説明を求めます。
15番、石澤議員。

- 石澤議員 ただいま上程されました意見書案第5号 治安維持法犠牲者に国家賠償の制定を求める意見書の審査に当たりまして、提出者として、提案理由の説明を行います。

本意見書は、菊池議員、室崎議員、安達議員、高橋議員の賛同を得て、28日の本会議において採択されました請願第1号 治安維持法犠牲者に国家賠償の制定を求めることについての請願書の願意を意見書として本会議におきまして採択され、関係機関に送付されたく提出したものであります。

治安維持法は、敗戦でポツダム宣言を受託したことにより、非人道的、非民主的、国民弾圧の最大の悪法として廃止され、この法律で有罪判決を受けた人々はすべて無罪となったにもかかわらず、政府はあの戦争について具体的な定義をせずに、犠牲者に対しても謝罪と賠償を行っておりません。

よって、政府におかれましては、日本国憲法第17条の規定にのっとり、治安維持法犠牲者に国家賠償法（仮称）を制定するなど、犠牲者に対しても一日も早く謝罪と賠償を行うよう強く要望するものでありますので、どうか議員の皆様のご賛同をいただきまして、本意見書を可決していただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

14番、竹田議員。

- 竹田議員 治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める意見書についてでありますけれども、この文言に対しての形で、私は100%反対するものではありませんが、意見書の形の一番下の国に対し、以下のことを要請しますという部分の手前に、私たちはの次の括弧書きがありますけれども、「再び侵略戦争と暗黒政治を許さぬ」という、かぎ括弧で閉じておりますので、この中の「再び侵略戦争」という言葉の文言は、侵略戦争というふうに100%国が認めているわけでもなく、この部分の言葉についてはいろいろ議論されている部分であります。

私も当時、戦争時代に生きているわけでもなかったし、なぜ戦争というきっかけになったのかというのは、国同士の互いのいろいろな事情があつてのことから始まったものだと思います。侵略という言葉を使えば、私は日本が戦争に踏み切る部分でのいろいろな考え方があろうと思いますけれども、いろいろなことで変わってくるし、国同士の間の意見のやりとりの部分も変わってくるという部分で、侵略戦争という言葉の部分の文言だけを外していただければ、私は賛成をしたいというふうに思っていますけれども、意見書を提出した石澤さんをお願いなのですけれども、どうでしょうかという意見であります。

- 議長（南谷議員） ただいま、14番竹田議員さんからのお尋ねでございますが、15番石澤議員、いかがですか。

15番、石澤議員。

●石澤議員 侵略戦争の部分を外してもらえればということなのですが、私の中には、いろいろな行き違いや国同士のいろいろなぶつかり合いもあったかもしれませんが、間違いなくかつての日本がやったことは、侵略戦争であったというのは国は認めてないかもしれないけれども、間違いはない。それは、特に女性とか子供とか弱い立場の人を巻き込んでいった、多くの犠牲の上に起きていった戦争であることは間違いないので、侵略戦争という言葉を取り除くということは、私は、できないと思います。

これはとても重い言葉ですが、これをきちっと自分たちのところに据えて、その上で国に対して賠償を求めたいと、そういうふうに思っております。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 認められないのであれば、ちょっとお聞きしたいのですが、記の下に、2番目に賠償を行うことというふうにあります。賠償を行うということは、具体的に石澤議員に対してお聞きしたいのですが、中身の説明をお願いしたいと思います。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 お金も含めてということですが、その人のかつて今もう亡くなった方もたくさんいますし、そのご家族もいるでしょうし、その人たちの踏みにじられたものに対するものに対するの賠償ということだと思います。私自身も余り、その辺ははっきりと自分でどうのと言えないのですが、ただ、わかっているのは、あの戦争で自分たち、多くの人たちが踏みにじられたという立場で、きちっと自分たちのことも含めて子供たちに、あの戦争の何があったかということも含めた上で伝えていかなければならないこともありますし、本当に今、私の父親のことを言ったら変なのですが、絶対に戦争の話をしてしないで亡くなっていきました。中国へ渡って、何をしたのと言ったときに、決してそのことをしゃべらないで、一言も触れないで逝きました。そういう戦争を強いて、それに正面から反対した人たちとか、そういう形でないにしても今では普通のことをあの当時言ったことによって、自分の人間性もすべて否定された人に対するの賠償ですから、どんな形になっていくかわかりませんが、それなりのものがあったらいいのではないかと考えています。

以上です。

●議長（南谷議員） 14番さん、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（南谷議員） 他に質疑ございませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり 異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 討論ございますか。
ご異議がありますので、これより起立による採決を行います。
お諮りいたします。
本案に、賛成の議員の起立を求めます。

（起立者多数）

- 議長（南谷議員） 起立多数であります。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第7、各委員会所管事務調査報告書を議題といたします。
今般、会議規則第77条の規定により、総務常任委員会及び厚生文教常任委員会が所管事務について、調査した結果の報告書が各委員長から提出されております。
この際、各委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第8、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。
次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。
お諮りいたします。
本申出書のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第119条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成21年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後7時28分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年9月30日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員